

1月号目次

- 施術管理者研修 日程公開について
- 鍼灸柔整新聞記事より
 - ・外部点検業者の返戻行為
 - ・健康保険法第 87 条の条文を持ち出す保険者
- 今月のお歌

新年あけましておめでとうござい
ます。
先日の、短期間でのドカ雪には驚
きましたね。札幌も排雪が追いつか
ない地域が多く、そんな中で一生懸
命雪道を確保してくれる業者さん
は頭が下がる思いでした。
このご時世、エッセンシャルワ
ーカーの方々は勿論、人の為に日々働
くあらゆる業者の方々に、感謝の念
を忘れない一年でありたいですね。

施術管理者研修 日程公開について

柔整および鍼灸の施術管理者研修のスケジュールが新たに公開されました。柔整の 4～5 月実施分につきましては現在受付中です。

柔整 施術管理者研修予定 (すべてオンライン研修、会場席は省略)

(受付期間 1/18 (火) ～ 2/15(火))

- ・第 102 回 2022 年 4 月 16 日(土) ～ 2022 年 4 月 17 日(日) 定員 300 名
- ・第 103 回 2022 年 5 月 14 日(土) ～ 2022 年 5 月 15 日(日) 定員 300 名
- ・第 104 回 2022 年 5 月 28 日(土) ～ 2022 年 5 月 29 日(日) 定員 300 名

あはき 施術管理者研修予定

- ・第 16 回 2022 年 5 月 21 日(土)
～ 2022 年 5 月 22 日(日) 定員 350 名 ⇒ 受付期間 2/18 (金)～3/11 (金)
- ・第 17 回 2022 年 6 月 25 日(土)
～ 2022 年 6 月 26 日(日) 定員 350 名 ⇒ 受付期間 3/18 (金)～4/8 (金)



◆施術管理者研修の受講が必要になるケース

- ① 施術管理者を変更する予定がある(※施術管理者=毎月の申請書に記名されている施術者)
- ② 新たに分院を開設し、保険請求を上げる予定がある
- ③ 治療院を別の場所に移転し、同時に治療院名または開設者を変更する予定がある

★ 『(別紙 1)確約書』を提出することにより、受領委任申出の際に研修修了証の提出が 1 年延びる特別措置については、柔整・あはきいずれも終了しています。

★ 受領委任の申出の際に必要な実務経験期間について、現在は柔整・あはきいずれも 1 年間とされていますが、2022 年 4 月からは**柔整は 2 年以上の実務経験**を求められることとなります。

外部点検業者が牛耳る返戻行為は納得できない

柔整療養費の不備返戻理由に、何だか訳の分からないものが非常に増えてきている。健保組合から業務委託を受ける「外部点検業者」が実質的に仕切っているのは疑う余地もないので、「外部業者が返戻案件を判断するのは許せない」と抗議しても、「健保組合が判断している」とあくまで保険者判断を主張するから埒が明かない。

返戻内容も「健康保険法第 87 条の規定から認められない」、「外的要因外である」、「外傷性でない」、「協定外施術である」、「慢性である」などが多くなっている。これは外部点検業者の中で、平成 30 年 6 月以降の「急性・亜急性の削除」の運用変更に着目した職員が得意げになって返戻を繰り返しているものと推察する。つまり、療養費の支給対象が、従来の急性・亜急性から「外傷性の明らかな」負傷に変わったからだ。

ただ、そもそもこの「外傷性」とは、平成 7 年 9 月の医療保険審議会柔道整復等療養費部会の意見書に記載された「捻挫・打撲を解説した表現」だったのだ。これがその後の質問主意見に対する政府答弁書において、そのまま「外傷性の定義」として使われたものだから、医療課長通知上にもコピーで載せられてしまったのである。正しくは、▽関節等の可動域を超えた捻れは「捻挫」、▽外力によって身体の組織が損傷を受けた状態は「打撲」、なのだ。が、誤って「外傷性の定義」として解釈され続けてしまったので大問題。今となっては「捻れがあるか、組織損傷があるか」に着目され、これが無ければ「外傷性では無い」と支給を拒む方便に利用されている。

しかも、柔整業界で亜急性と同義語として整理してきた「使い過ぎ（オーバーユース）」についても、認められない状況を引き起こしている。組織が持つ耐性限界を超えた筋損傷を引き起こした事例として、家事での食器洗いによる手関節の痛みや、押し入れへの布団の出し入れに際する腰の痛みは、すべからくオーバーユースとして亜急性の負傷に含まれるものと容認されていた。しかし、現在は外部点検業者がこれを完全否定している。亜急性が削除された際、「療養費の支給対象を見直すものではない」と当時の厚労省側からこのような発言が聞かれていたにもかかわらずだ。

従来は「痛みがある」、「機能障害がある」ことをもって亜急性と判断され、療養費の支給対象と認められていたが、そんなことはお構いなしに、「支給対象外」とする外部点検業者の主張を許してしまっている。今

後も「痛みの原因が組織損傷であるならばそれはすべからく外傷性である」と求めていく必要はあるが、これらを外部点検業者が一切聞き入れられないのであれば、厳しさは増す一方だ。「亜急性の削除」は柔整業界にとって悔やまれてならない。

令和 4 年 1 月 10 日 鍼灸柔整新聞 第 1160 号より引用

健康保険法第 87 条の条文を持ち出して 支給対象ではないと主張する保険者

Q

健保組合等からの患者照会文書や返戻処理に「健康保険法では病院や診療所で治療を受けることが定められており、病院などで治療を受けることができず、やむを得ず整骨院等で施術を受けた場合以外、健康保険は使えません（療養費の支給対象とならずに全額自己負担となります）」という記載が見受けられます。それでは療養費の取扱いが成り立たないように思うのですが……。

A

その通りで、柔整・あはきの療養費は、先に病院等の保険医療機関で治療を受けることが支給要件とはなっておらず、先行医療の義務付けは一切ありません。ご質問にあるような健康保険の指摘はそもそも、健康保険法第 87 条の条文自体を説明するものです。法 87 条にある療養費の原理原則論は①旅先等で健康保険証を提示できなく、やむを得ず自費診療を受けた時、②被保険者証を提示して保険適用を求めたにもかかわらず、非保険医であったことからやむを得ず自費診療を受けた時（②は現在はほとんど見受けられません）に、取り急ぎ患者が自費で支払ったことを証明する領収書を添付することにより、後日療養費の中から一部負担金相当額を控除した残額の支払いを被保険者が求め、この申請行為を保険者が認めた場合に療養費を支給することができるとしています。この条文の「字面」にこだわっているのでしょう。

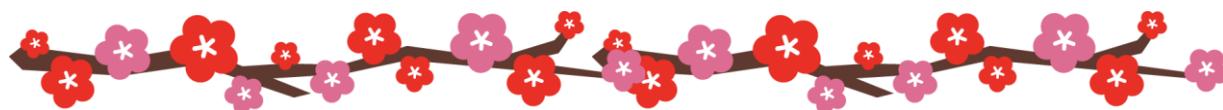
しかしながら、実際の療養費の運用では、国の定めた算定基準に従って支給申請がなされ支給決定が行われています。健康保険法第 63 条では、保険で治療が受けられるのは病院又は診療所と定められており、鍼灸院や整骨院はどちらでもないので健康保険は使えないということになります。しかし、法第 87 条で保険者がやむを得ないと認めるときに限って、療養費として支払うことができることが定められており、その上で、実際の運用は保険局長及び医療課長通知により詳細に定められています。これらの通知は、柔道整復、はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術について、療養費の取扱いを定めたものであり、療養費の支給が保険者の合理的裁量の範囲内にあるものとしても、これらの通知に依拠するのが相当でしょう。

現行においては療養費が国からの通知に基づき実質「制度化」されていることから、鍼灸院・整骨院では健康保険が使えないなどするのは明らかな誤りです。要は鍼灸院・整骨院に患者を行かせないことを目

的とした受診抑制であり、極めて不当な表現です。療養費を条文化する時の原則論である健康保険法第 87 条の条文記載そのものを持ち出し、患者・被保険者に対し柔整やあはきが保険給付の対象にならないと言っていることに等しく、患者等に誤った認識を与えてしまいかねません。

こうした事例では、地方厚生局社会保険審査官、国民健康保険審査会、後期高齢者医療審査会に対し、この理由による不支給処分の取消しを求める審査請求をすれば、「当該理由での不支給処分は認められない」として不支給処分の取消決定になることが明らかであり、当該箇所の表現記載が誤っていることを立証することが可能でしょう。

令和 3 年 8 月 10 日 鍼灸柔整新聞 第 1150 号より引用



…… 第 13 支部 室蘭市
西江 須美先生より

- なにげなく 日々の暮らしをなんとなく
過ごせしことの なきようにと思う
- 漫然と 声かけされしを待つよりも
なにができるか 一人の私



北極星 次号は、4月発行予定です。
よろしく願いいたします。

発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合 発行責任者 吉田 孝雄
札幌市中央区南 1 条西 13 丁目 317-3 771 沖南 1 条ビル 3F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034
E-mail hokushinky@dolphin.ocn.ne.jp URL <http://www.hokushinky.jp/>